

**令和 7 年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）
業務委託公告**

琵琶湖北部地域の生物多様性を保全・再生するため、竹生島およびその周辺部の琵琶湖北部地域において、エアライフルと散弾銃によるカワウの個体数調整を行うに当たり、委託先候補者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

令和 7 年 6 月 24 日

竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 井口 昭宏

- 1 事業の名称 令和 7 年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）業務
- 2 プロポーザルの方式 公募型プロポーザル方式
- 3 業務の委託者 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 井口 昭宏
- 4 業務の内容 「令和 7 年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）業務説明書」、「鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」および「令和 7 年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）業務公募型プロポーザル実施要領（募集要領）」によるものとし、次の(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会事務局

- (1) 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号（滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課鳥獣対策室内）

電話 077-528-3489

- (2) 〒526-0033 長浜市平方町 1152 番 2 号（滋賀県湖北森林整備事務所内）

電話 0749-65-6616

- 5 委託期間 契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日まで
- 6 予定価格 5,342,700 円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）
※ただし、カワウの生息状況や捕獲状況等により変更する場合がある。
- 7 参加資格

以下の条件すべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に準ずる者に該当する者でないこと。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと及び長浜市の指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 滋賀県内に事務所・支店・営業所等の拠点を設置している者であること。
- (4) 「令和 7 年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）業務説明書」に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。

と。

※企画提案書等提出時にその能力を有する者であることが証明できる関係書類を提出すること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

8 企画提案書の提出、プロポーザルに係る質問について

参加を希望する者は、次により企画提案書を提出するものとする。

企画提案書の提出

ア 提出期限 令和7年7月8日（火）17時必着

イ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。）によること。

ウ 提出先 4に記載した(1)または(2)の場所

エ 提出部数 3部（正本1部、副本2部）

オ その他 様式は4に記載した(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

プロポーザルに係る質問

ア 提出方法 メールまたは FAX

イ 提出先 4に記載した(1)または(2)の場所

ウ 提出期限 令和7年7月1日（火）17時必着

9 説明会の開催

開催しない。